

北茨城市長選挙における選挙の効力に関する異議申出書の提出について

令和5年5月21日執行の北茨城市長選挙における選挙の効力に関する異議申出書が次のとおり提出され、本日の委員会で受理することを決定しました。

1 申出日

令和5年6月5日

2 申出人

北茨城市長選挙 候補者 松本健一郎氏
(申出人代理人 弁護士 村本道夫氏)

3 申出の趣旨

令和5年5月21日執行の北茨城市長選挙の効力を無効とする決定を求める。

4 申出の理由

選挙期日当日の投票率が低かったことについて、何者かにより投票率が低く操作され、それに見合う申出人への投票が破棄されたと考えられる。

5 今後の対応

北茨城市選挙管理委員会では、十分な調査を行い、慎重に審理を行った上で、異議の申出に対する決定を行います。

なお、異議の申出に対する決定は、その申出を受けた日から30日以内にするよう努めなければならないとされております。

問合せ先

北茨城市選挙管理委員会事務局（市役所総務課内）

電話 0293-43-1111 内線 321